

第 210 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 4 年 6 月 23 日(木) 午前 9 時 ～ 午前 9 時 45 分

2. 場 所 横田コミュニティセンター 大ホール

3. 出席委員 (36名)

1 番 高 橋 政 伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季
5 番 大 坂 茂	6 番 足 立 信 子	7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦
9 番 藤 原 康 正	10 番 石 原 隆 幸	13 番 磯 田 光 徳	14 番 藤 原 功
15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 傭 造	17 番 勝 部 定 次	18 番 金 倉 弘 美
19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫	21 番 若 槻 進	22 番 藤 原 克 己
23 番 和 久 利 健	26 番 賀 元 春 男	28 番 藤 原 修	29 番 藤 原 功
31 番 山 田 幸 則	32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 治 美	34 番 ト 藏 秀 夫
35 番 松 原 康 夫	36 番 岩 田 孝 史	37 番 若 槻 保	38 番 堀 尾 敏 久
39 番 永 濱 孝 之	40 番 石 原 博	42 番 松 原 昭 夫	43 番 原 田 二 朗

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐 福 田 貴 美 子

5. 欠席委員 (7名)

11番 石原委員 12番 松原委員 24番 高橋委員 25番 石原委員 27番 若月委員 30番 小池委員
41番 足立委員

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 議案第 1 号 非農地証明交付申請書の承認について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画の承認について (利用権設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第210回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は2名。出席者は18名中16名。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、15番 宇田川委員、16番 安部委員をお願いいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。それでは議事に入ります。議案第1号、非農地証明交付申請の承認について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和4年6月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/畑、現況/山林。面積 303 m²。権利種別、非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由 ■■■■の入院及び死亡(昭和55年)により、耕作するものがなくなり、現在は山林化しているため。現地調査につきましては、5月19日に□□□□地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。 現地は、長年耕作されておらず、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。 以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。4番若槻委員。
4番	番号1について、4番若槻が補足説明させていただきます。5月19日に私と二人の推進委員と事務局との4名で現地確認を行っております。場所ですが、□□□□の■■■■の急な坂を約200メートル上がると現地になります。昭和50年代に植林されたということで既に杉の木が大きくなっておりました。現地は非農地であることを4人とも確認しております。ご審議のほどよろしく願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年6月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/田、現況/雑種地。面積10m²。申請人

事務局	氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■。転用目的は墓地。施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は離れた山林の中にあり、管理が困難なので申請地に新設したい。追認です。顛末書を読みます。除地については、県の同意を得て、令和3年10月4日に公告されています。資料1に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/畑、現況/墓地。面積81㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■。転用目的は進入路等。施設等、墓地及び進入路。転用理由は、墓の進入路としてすでに、舗装して使用している。追認です。顛末書を読みます。資料2に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号1につきましては、昭和51年から昭和61年において、■■■■地区県営圃場整備事業が実施されていることから、第1種農地と判断しました。許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。奥出雲町土地改良区に許可申請に係る確認を行ったところ、「転用申請地一帯は、■■■■地区県営圃場整備事業の受益地として営農が実施されています。今回の転用申請については、周辺農地の道路・水路に影響が無く営農上の影響が少ないこと、工事完了公告後8年を経過していることなどの状況を判断して、転用は止むを得ないものと認めます」との意見でした。また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、来月の県の常設審議委員会に諮問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。 番号2につきましては、農業振興区域外であり、第2種農地と判断しました。周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれもなく、周辺の他の土地では事業の目的を達成することができないと判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。29番藤原委員
29番	番号1について、29番藤原が補足説明させていただきます。○○○○さんの墓地ですが、家の前の雑種地になります。去年の暮れに除地申請が許可されて先ほどの顛末書で報告がありました。本人さんの認識不足で転用届が出してなかったということでした。地元でありながらそのことに気が付かなかった自分も悪かったのですが、今後そのようなことが無いように見回り等していきたいと思っております。手続きに対しましては少し遅れましたが何の問題も無いと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。
15番	この□□□□番は、登記がしてあつての面積が10平米ですか。それともこの番地のうち10平米を墓地にするのですか。
事務局	質問にお答えします。すでに分筆済みで、この面積だけということです。
15番	第1種の農地ということですが、説明を聞かないとわかりにくいなと思って質問しました。わかりました。

議長	他に質疑はございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次、番号2について担当委員の補足説明をお願いします。35番松原委員
35番	番号2について35番松原が補足説明をいたします。場所は資料の2にあります。□□□□自治会、■ ■ ■ ■ の方になります。この場所に墓と進入道路をコンクリート舗装ということで設置してあります。先ほどの追認のように、手続きの関係が遅れたということですが何ら問題は無いと思いますのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について承認することに決しました。 次、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程します。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年6月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外2筆、地目は登記簿/現況ともに畑、面積20㎡他で計40㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■ ■ ■ ■。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業、■ ■ ■ ■。転用目的は墓地、転用の理由、現在遠方に分散している墓地を近所に移設するため土地を譲受するものである。除地については、県の同意を得て、令和3年10月4日に公告されています。対価については、無償です。資料3に地図を載せております。参考にご覧ください。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
議長	事務局説明が終わりました。続いて担当委員の補足説明をお願いします。3番立石委員
3番	議案第3号番号1について3番立石が補足説明をいたします。この場所は□□□□地内の、地図にもあります■ ■ ■ ■自治会ですが、□□□□が隣接しております。この場所には他に5軒程度の墓地が建立されております。今回○○○○さんは2区画の申請を出されております。一つは○○○○家の墓、もう一つは■ ■ ■ ■ 県の出身であります○○○○さんの実家の墓地を移転して2軒の墓地を同時に管理したいということです。隣にも5軒くらいの墓地がありますので特に問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を上程いたします。事務局説明をお願いします
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和4年6月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 533㎡他で計3, 443㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積435. 6aです。利用目的は田。期間は2年10か月、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 180㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、164. 9a。利用目的は田。期間は2年10か月、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 606㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年1か月、賃貸借です。 番号4、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3, 391㎡他で6, 387㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年1か月、賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 493㎡他で5, 010㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、162. 6a。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。 番号6、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積3, 330㎡他で6, 724㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ▲▲▲▲番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は畑。期間は3年、賃貸借です。 番号7、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積3, 071㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は畑。期間は3年、賃貸借です。

事務局	番号8、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積5,409㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、532.4a。利用目的は田。期間は2年6か月、賃貸借です 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。次に番号1について担当委員の補足説明をお願いします。31番山田委員
31番	番号1について31番山田が補足説明をいたします。場所は□□□□へ向かう道路沿いになります。そこから200メートルくらい下りた所から□□□□に向かって道路沿いに田圃が続いておりますが、その田圃になります。今回、番号2の田圃もですが、○○○○さんが耕作をお願いできないかということで、その周辺に△△△△さんが作られている田圃もあり、その続きになります3つを△△△△さんが作るということに話になりました。△△△△さんも周辺農地をきちんと管理されており問題無いかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次、番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。31番山田委員
31番	番号2について補足説明いたします。先ほどの○○○○さんの土地ですが、□□□□へ向かって400メートルくらいに○○○○さんのお宅があります。その向かいに△△△△さんのお宅があります。△△△△さん宅の田圃も含めて、○○○○さんの田が隣接するということで、このたび△△△△さんがこちらの田も管理するということになります。従来から管理をされているので何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について承認することに決しました。 次、番号3、番号4について担当委員の補足説明をお願いします。34番ト藏委員

34番	34番ト藏が補足説明させていただきます。□□□□の田圃が番号3の△△△△さんが借りる予定の田圃です。番号4の△△△△さんの方は大きく左へ回って右へ下る農道があります。これを過ぎて一番奥に3枚の田圃があります。牧草地としてもお使いになっています。両方とも再設定ですし、きちんと管理もしてありますので何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願います。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号3について承認することに決しました。 次、番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号4について承認することに決しました。 続いて番号5について補足説明をお願いします。36番岩田委員
36番	番号5について36番岩田が補足説明をさせていただきます。この度新規ということで○○○○さんと△△△△さんでの契約を結んでおります。場所は□□□□自治会にある田圃です。新規ということですが、以前に利用権設定をお二方で結ばれていまして、期限が切れて間が空いたということでまた今回の申請ということになっております。△△△△さんはきちんと管理されており問題はないと思いますのでご審議のほどよろしく願います。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号5について承認することに決しました。
議長	次に番号6、番号7について受け手が同じですので続けて担当委員の補足説明をお願いします。40番石原委員
40番	番号6、7について40番石原が補足説明させていただきます。こちらは開パイでして□□□□という団地です。△△△△さんはサツマイモを作っておられまして、新規ということで頑張ってくださいようよろしく願います。

議長	補足説明が終わりました。続いて番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号6について承認することに決しました。 続いて番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号7について承認することに決しました。 次、番号8について担当委員の補足説明をお願いします。43番原田委員
43番	43番原田です。場所は□□□□の開パイでして、使用貸借される△△△△さんも熱心な農業者です。問題無いと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	続いて番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号8について承認することに決しました。 その他事務局をお願いします。
事務局	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということでホチキス止めをしたものをお配りしております。令和3年6月の総会において、令和3年度の目標と達成に向けた活動計画をお示ししておりまして、それに対する活動点検と評価になります。1の農業委員会の状況から8の事務の実施状況の公表等までとしており、まとめたものをお配りしております。特に2番目、担い手への農地の利用集積・集約化については目標に対して102パーセント過ぎということで農地利用の最適化を支援する組織としての活動がなされたというように結果から考えております。本年度も目標設定をする予定にしておりますが、農業委員、最適化委員の皆様、農地中間管理機構である島根農業振興公社の方と協力をしまして農地の集積集約化並びに耕作放棄地の発生防止、解消等の取り組みを今年も続けていきたいと思っておりますのでご協力のほどをお願いしたいと思えます。詳細についてはご説明を申し上げますが、是非ご覧いただきたいと思えます。尚、活動の点検と評価についてはこの後ホームページで公表することとしておりますのでよろしくお願い致します。
議長	以上で総会を終わります。

事務局	来月の日程を事務局からお願いします。 来月の開催は7月26日の火曜日を予定しております。会場については仁多庁舎の方と考えておりまして、状況によってですがこのように皆さん方にご案内をするかたちで開催をしたいと思っております。よろしくお願い致します。
議長	では、来月は仁多庁舎の方で開催予定したいと思います。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長 18番 (印)

議事録署名委員 15番 (印)

議事録署名委員 16番 (印)